職員各位

広島大学長

個人情報の管理徹底について

個人情報等の情報資産の管理・運用等に当たっては，「広島大学個人情報の取扱いに関する規則」，「広島大学情報セキュリティポリシー」等を定め，その徹底について周知してきているところです。

個人情報の漏えいは，本学の信用を失墜するだけでなく，情報を漏えいされた個人に，多大な迷惑を掛けることとなります。

また，個人情報が漏えいしたときは，職員個人の責任が問われ，就業規則に基づき，懲戒等の対象となります。

ついては，個人情報の管理について一層の徹底に努めるよう，特に以下の点についてご留意願います。

○　重要な個人情報を含む書類等は，施錠がなされている部屋，又は金庫等で保管し，紛失や盗難に遭うことがないよう，細心の注意を払うこと。

○　個人情報は，原則として学外へ持ち出さないこと。
職務のため，やむを得ず持ち出す場合は，

① 持ち出す情報を必要最小限にとどめる。
② 紛失や盗難に遭うことがないよう，細心の注意を払う。
③ パソコンには，パスワードによるアクセス制御など管理対策を行う。
④ ＵＳＢメモリは，暗号化を行った上で使用する。
⑤ 持ち出したデータは，利用後，必ず削除する。不要となったデータを蓄積しない。
⑥ 学内で持ち運ぶときも，学外へ持ち出すときと同様に取り扱う。

＜参考＞

平成 24～25 年度に発生した本学における個人情報漏えい事案

平成 24 年 4 月	患者等の個人情報を保存した USB メモリの紛失	315 人分
平成 24 年 4 月	学生の成績等を保存したノートパソコンの盗難	1,005 人分
平成 24 年 11 月	学生の指導所見や教員選考結果等を保存した USB メモリの紛失	203 人分
平成 25 年 3 月	患者等の個人情報を保存した USB メモリの紛失	265 人分
平成 25 年 11 月	入学志願票等（写し）の紛失	9 人分
平成 25 年 12 月	学生の成績等を保存したノートパソコンの盗難	231 人分

本学におきましては，平成 24 年度，25 年度と個人情報の不適切な管理事例が複数発生し，そのことにより，国立大学法人評価委員会による平成 24 年度，25 年度の業務実績評価の「その他業務運営に関する重要目標」において【中期計画達成のためにはやや遅れている】（Ⅱ）との評価を受けました。この評価は，第三期中期目標・中期計画の実施にかかわる運営費交付金に反映されることとなります。

担当：広島大学財務・総務室総務グループ
TEL　０８２－４２４－５０１４